

文 第 号  
年 月 日

債権譲渡承諾書

(譲渡人)所 在 地  
商号又は名称  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 殿

(譲受人)所 在 地  
商号又は名称  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 殿

(発注者)  
文京区長

年 月 日付けで依頼のあった、年度 契約第 号 における地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾依頼については、工事請負契約上有する一切の抗弁をもって譲受人に対抗できる旨及び下記事項について異議をとどめて、文京区標準契約約款工事請負第5条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾により工事請負約款第40条に規定する契約不適合責任は、譲渡人に留保されていることを申し添えます。

記

- 1 譲受人は、譲渡対象債権を第三者に譲渡し、又はこれに質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害すべきことをしてはならない。
- 2 発注者が支払う請負代金額は、発注者の検査結果のみに基づいて決定される。
- 3 発注者は、債権譲渡後も、譲渡人との協議のみにより、工期の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は発注者に対して異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら譲渡人と譲受人との間において解決されなければならない。
- 4 譲渡人及び譲受人は、債権譲渡承諾依頼書記載の事項を遵守すること。

確定日	
日付欄	